

## 令和2年第1回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 令和2年3月6日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年3月6日（金） 午前 9時44分
- ◎ 閉会日時 令和2年3月6日（金） 午前10時59分

### ◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 1番 五十嵐 捷 爾 3番 笠 松 悦 子

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西 山 和 夫
副 町	長	大 野 樹
総務企画課長		小 田 島 伸 二
生活福祉課長		鳴 海 英 人
生活福祉課主幹		永 田 吉 雄
税務会計課長		佐 藤 辰 治
産業振興課長		西 野 俊 一
まちづくり政策室長		三 原 知 明
建設水道課長		佐 藤 和 人
教 育 長		本 間 茂 裕
学校教育課長		帰 山 亮 一
社会教育課長		松 本 泰 行
知内高等学校事務長		長 谷 川 将 之
学校給食センター長		(帰 山 亮 一)
代表監査委員		西 内 貞 治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森 永 茂
議 事 係 長	筒 井 俊 介

## 令和2年第1回知内町議会定例会議事日程

(第3号)

令和2年3月6日(金) 午前9時44分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、五十嵐捷爾君、3 番、笠松悦子君
第 2	委 員 会 報 告 第 2 号	令和2年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第 3	議案第26号	知内町課設置条例等の一部を改正する条例について
第 4	議案第27号	公告式条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第28号	知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第29号	知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について
第 7	議案第30号	知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第31号	町道路線の認定について
第 9	議案第32号	知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
第10	議案第33号	北海道知内高等学校教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第34号	渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について
追加日程第1	同 意 第 1 号	教育委員会委員の任命について
第12	意 見 書 案 第 1 号	「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の提出について
第13	決 議 案 第 1 号	「民族共生の未来を切り開く」決議について
第14	議 長 発 議	令和2年度常任委員会所管事務調査の実施について
第15	議 長 発 議	令和2年度委員会管外行政視察の実施について
第16	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第17	議 長 発 議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第1回知内町議会定例会の3日目にお集まりいただきまして、ご苦勞様です。今日もよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日、6日は休会の日ですが、予算審査特別委員会が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、五十嵐捷爾君及び3番、笠松悦子君を指名します。

---

## ● 委員会報告第2号 令和2年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第2号、『令和2年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

令和2年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、谷口康之君。

### ◎ 委員長（谷口康之）

委員会報告第2号、令和2年度予算審査特別委員会報告について。

予算審査特別委員会に付託された令和2年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月6日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

令和2年度予算審査特別委員会審査報告書。

令和2年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年3月6日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、谷口康之。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。議案第10号、使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について。議案第11号、知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。議案第12号、知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。議案第13号、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について。議案第14号、知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について。議案第15号、知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について。議案第16号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。議案第17号、知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。議案第18

号、北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について。議案第19号、令和2年度知内町一般会計予算について。議案第20号、令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第21号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第22号、令和2年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第23号、令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第24号、令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第25号、令和2年度知内町水道事業会計予算について。

2、審査年月日、令和2年3月4日・5日（2日間）でございます。

3、審査場所、議会議場。

4、審査委員、議長を除く議員全員による。

5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された議案第9号から議案第25号までの17議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見、令和2年度における当初予算規模については、前年度当初予算が骨格予算であったにもかかわらず、前年度当初比で1億5,938万4千円減の39億4,986万7千円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比6億5,706万5千円減の42億1,763万4千円となっている。

なお、特別会計においては、国民健康保険事業など5特別会計の合計で14億1,978万4千円、これに水道事業会計の2億518万6千円と一般会計を合わせた総合計では、前年度当初比9,685万4千円減の55億7,483万7千円となっている。

普通建設事業費における補助事業にあつては、公営住宅改修工事1億300万円の増により、前年当初比から皆増となる1億1,553万5千円で、単独事業については、国営土地改良事業償還金3億9,698万6千円の減とICTを活用した安心暮らし創造事業（防災無線更新）2億3,254万3千円の増により、前年度当初比1億8,041万8千円減（31.8%減）の3億8,748万6千円となっている。

一方、公債費は、前年度当初比8,005万6千円減（11.9%減）の5億9,196万7千円で、減の要因としては、過疎対策事業債及び公営住宅整備事業債の償還額の減によるものである。

一般会計の歳入における町税は、町税全体で前年度決算見込み2,594万6千円増（3.5%増）の7億5,773万1千円、普通交付税は、交付基準額を前年度交付額より3,201万3千円増（1.9%増）の17億1,885万1千円と見込んでいる。

また、繰入金については、各種基金の目的に沿った事業へ充当するほか、財源不足への対応として財政調整基金から4,500万円を繰入することとしている。

審査過程において出された意見の中で、ふるさと納税寄付金については、4,500万円の歳入を見込み、返礼品等の経費を差引いた、1,155万7千円を各基金へ積み立てる予算となっているが、更なる収入増に向けた魅力のある返礼品の開発と合わせ、掛かる経費の抑制を図りながら、貴重な自主財源の確保に注力されたい。

デマンドバス運行事業については、利用実績が伸び悩んでいることを踏まえて、利用が促進されるよう、町民ニーズに応えるために顧客ターゲットを絞った分析を進めながら、より

実態に即した運行形態の構築が望まれる。

空家等除却支援事業については、その活用により、老朽化が著しい空家等の除却が進められているが、まだまだ危険と思われる空家が散見されることから、所有者との協議を第一としながらも、行政代執行による除却について検討を進めていただきたい。

なお、浄化槽設置（7人槽）の法定検査料等の維持費と下水道接続（4人世帯）の使用料を比較すると、年間1万8千円の開きがあり、浄化槽設置世帯に不公平感が強いことから、一般会計より2特別会計に1億2,187万3千円を繰入している状況は認識しているものの、単に下水道料金を値上げすることに頼らずに、その不公平感解消のための方策を講じていただきたい。

実質単年度収支が6期連続の赤字となり、一般財源の不足に対応するため財政調整基金の繰入が続き、基金残高も急減するなど、財政状況は厳しいものと認識しているところである。この度、策定された「知内町行財政改善計画（令和2～4年度）」に基づき、コスト縮減、人件費抑制、各種事業の再編等を積極的に進め、持続可能な行財政の強い基盤の構築に努めていただきながらも、予算の執行にあたっては、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、地域経済の活性化など最大限の効果に結び付くよう望むものである。以上でございます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありました。委員長報告は、付託された17議案について、全て原案のとおり決定であります。これから、付託された17議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、採決を行います。

最初に議案第9号、『職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第9号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第10号、『使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について』を議題とします。

これから、議案第10号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第11号、『知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第11号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第12号、『知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に

ついて』を議題とします。

これから、議案第12号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第13号、『幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について』を議題とします。

これから、議案第13号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第14号、『知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について』を議題とします。

これから、議案第14号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第15号、『知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第15号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第16号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第16号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第17号、『知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第17号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第18号、『北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第18号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第19号、『令和2年度知内町一般会計予算について』を議題とします。

これから、議案第19号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第20号、『令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第20号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第21号、『令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第21号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第22号、『令和2年度知内町介護保険特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第22号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第23号、『令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第23号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第24号、『令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第24号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第25号、『令和2年度知内町水道事業会計予算について』を議題とします。

これから、議案第25号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

---

● 議案第26号 知内町課設置条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第26号、『知内町課設置条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第26号、知内町課設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

知内町課設置条例等の一部を次のように改正するものでございます。

現在、総務企画課とまちづくり政策室というところで企画部分、一部輻輳して業務をしてございます。双方が連携して事務を進めてはおりますけれども、職員が相当兼務発令があるなどのいろんなことがございまして、企画部分の町長の指揮系統を整理し、よりわかりやすい組織体制とするために総務企画課を総務課へ、まちづくり政策室を政策調整課へ改正をしたいという内容でございます。

次のページです。そのために、第1条の課設置条例から第7条特別職報酬等審議会条例まで、それぞれの課の名前を改正するものでございます。

附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

この部分については、何も私もちょっと申し上げることはないんですけども、良いのかなと思うんですけども、ただ、前にも直接町長にクレームつけたことがあるんですけども、やはり一般町民の方がですね、窓口に来てですね、うちの町の役場の対応というものが、何か凄く時間が掛かるというのか、サービスが何か悪いような状況だということ。ただ、そういう今までと違って多くの声が聞こえてくるものですから。こういうこともやるのは良いんでしょうけども、やはり住民サービスにですね、もう少し気を遣った形でですね、役場の対応というものを考えてもらいたいなと思うんですけども、その辺について、どのような、町長がもしあるようでしたら町長でもいいですけども、どのような形でやって考えているのか。まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ご説明致します。確かに、いろいろ要望含めて苦情等もございまして。従って、窓口対応につきましてはですね、これからの職員研修をきちんとしましてですね、これから住民サービ



スに徹底を図っていきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それは是非やってもらいたいなど。前もこういうことになると、前の町長も、前の前の町長も、ちゃんとうちは職員研修も他の町と違ってもっともってやっているんだよって、かなり言っていたんですけども、ただですね、やっぱり町民の方がですね、役場の窓口に来たら、やっぱり総務課か生活福祉課か、そのどっちかぐらいしか、2つぐらいしかないんですよ。ただ、やっぱり職員の、窓口に来たらわからない対応、わからないというか全然違う課の職員でも、やっぱり町民の方がですね、やっぱり誰がとか、みんな役場の職員なんですから、それが何課とかわかる訳なくて、わからなかったら担当じゃなくても聞く。声を掛けるというのが町民の方だと思うんです。そういう部分でですね、やっぱり役場の職員のそういう接客マナーというんですか、そういう接客の仕方というものをもう少しですね、きちっと教育してもらいたいと思うんですけども、どうでしょうかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

以前にも9番議員からいろいろお話を伺っております。それで職員のスキルアップということでは今、これから様々な研修受けながらスキルをアップさせるように努力させていただきたい。それと窓口対応については本当に自分も何件か出くわしたことがあるんですけども、もう少し町民目線で対応していただければなど。どうしても自分達の知識があるので、町民というのはゼロから対応する訳ですから、なかなか言われても理解出来ない部分も多々あるんだろうと思います。そういう意味では、やっぱり今、どこから説明すればいいかという、そういう町民と接しながら、やっぱりそういう適した対応というのは求められるだろうと思いますし、町民一人一人対応というのは違ってくるだろうと思っています。その辺に真摯に向き合える姿勢というのは、これから大事になってくるだろうと思いますので、自分だけではなく、やっぱり今、言われるように、自分だけで不足な面あるのであれば、やはり上司なり、課長なりに対応していただくか、または聞きながら速やかにその対応時間を短くするというのも大事なことになりますので、そういう面ではこれからも真摯に対応していただけるように役場の体制を整えていきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第27号 公告式条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第27、『公告式条例の一部を改正する条例について』を議題とします。すいません。繰り返します。訂正します。

次に日程第4、議案第27号、『公告式条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第27号、公告式条例の一部を改正する条例についてでございます。

公告式条例の一部を次のように改正するものでございます。

次のページです。内容は、第3条の第2号から14号までを削るということなんですけれども、第1号はこの役場の前の掲示場でございます。2号から14号までそれぞれ13町内会の掲示場になってございますけれども、町内会長さんからいろんな町の公告文は確かに貼っているんですけども、見ている町民の方減ってきているのではないかというご意見をいただきまして、それぞれの町内会にも状況を確認を致しました。その結果、やはり広報紙ですとか、防災無線、町のホームページですね、それ、いろんな情報伝達手段も増えてきておりまして、廃止しても特段影響はないという、それぞれの町内会からの回答をいただきましたので、尚且つ、一部の町内会で冬場に雪に埋もれて全く使えなくなってしまっているという掲示板も見受けられましたので、今回、その町内会の2号から14号までの13箇所の掲示を廃止して、役場前1箇所にするという内容でございます。

附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今の課長の説明でありますと、役場前とあと各町内会の13町内会長さんが全部同じような意見でこういう形になったってことで理解して宜しいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

基本的には、ご理解をいただいております。むしろ町内会の方から、もう見ている町民の方が少なくなっているのを廃止しては如何かというご意見をいただいて、そうして調査してございます。ただ、2箇所の町内会で町としては廃止しましても町内会の連絡事項として引

き続き使いたいのので残置して欲しいという声は、2箇所はございます。それはそのように対応する予定でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

それでありますと、これから新しい防災無線が整備される訳ですから、それによって今までと違って身近ないろんな情報手段が多様化されて良いのかなと思うんですけども、ただ、私が心配しているのはね、やはりほとんどここ1箇所だけってことになるのと、やっぱり書いたものっていうものと、やっぱり耳に入るものと言え、やっぱりちょっと私は情報の、例え見なくてもそういうものが必要な部分というの無いのかなと、私はちょっと思うんですけども、その辺どうなのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

この公告式条例で定めておりますのは、公告をする。例えば今回の議会の招集ですとか、渡島西部広域事務組合の議会ですとか、そのような正式文書の公告でございますけれども、その他の一般の周知する情報と言いますのは、先ほどもご説明しているとおり、広報紙ですとか、防災行政無線。防災行政無線は音声情報となってしまいますけれども、その他にも町のインターネットでも常に掲載してございますし、今後、公告の部分も必要に応じて町のホームページで文字情報として掲載していく予定でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第28号 知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第28号、『知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

議案第28号、知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

説明につきましては説明資料で行いますので、見出しナンバー3の税務会計課1ページをお開きいただきたいと思います。知内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の概要であります。

今回の改正は、デジタル手続法（令和元年法律第16号）の施行に伴う改正であります。

改正内容につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル手続法の一部を改正により、行政手続オンライン化法が改正されたことに伴い、本条例で引用する行政手続オンライン化法の題名がデジタル行政推進法に改められ、行政手続オンライン化法第3条第1項に規定されていた書面等により行うこととしている申請書等を電子情報組織を使用する方法により行うことができるとする規定が、デジタル行政推進法第6条第1項において改めて規定されたことから、関係する条項の整備をするものです。施行期日は、公布の日からの施行となっております。

また、説明資料の2ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第29号 知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第29号、『知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定につい

て』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第29号、知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めらる。

記としまして、1、公の施設の名称、知内町木質資源貯蔵施設。2、指定管理者の名称、知内町森林組合。3、指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間です。

この指定につきましては、1月17日から31日まで公募を行い、1社から応募があり、2月19日に指定管理者の選定委員会を開催しまして、知内町森林組合を指定管理者とすることを妥当だという結論を得て、提案しているところです。

説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第30号 知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第30号、『知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第30号、知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するという

ことで、説明につきましては、説明資料見出しナンバー5、産業振興課関係の13ページをお開き願いたいと思います。説明資料見出し5です。13ページをお願い致します。

今回の改正につきまして、表の現行の方ですけれども、利用料金のことであります。2行目ですけれども、利用料は別表1に定めるものということで、別表本当は付ければ良かったんですけれども、別表の方では今現在、大人400円、あと中人250円、小人100円ということで謳っております。それを改正後ですけれども、別表1に定める額の範囲内ということで、今回、指定管理者、江差福祉会さんの方で4月から指定管理をお願いしているところなんですけれども、利用料金等につきましては、もう既にお示ししているとおり、大人350円、小人100円、あと高齢者、障害者150円ということで、全部この範囲内に収まるということで、今後もし金額等が変更になってもですね、この範囲内で収める条例の改正にしようということで考えております。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することにしております。

説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第31号 町道路線の認定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第31号、『町道路線の認定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第31号、町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により町道の路線を次のとおり認定する。

記と致しまして、路線番号、140番。路線名、森越2号線。起点、字森越93-249地先。終点、字森越694地先。延長、230.0m。幅員5.0mであります。

今回、町道認定する理由と致しまして、当路線は森越線より左に分かれ延長230.0mの砂利道であります。この砂利道を利用して、公道である森越線に出なければ、利用しなければ出られない方が2戸あります。町の町道認定要綱第2条では、路線内に2戸以上の共有する家屋が存在することとなっており、要綱に適合しております。

また、以前より、森越町内会より受益者等から認定要望も提出されていることから、今回、認定するものであります。

認定路線の位置等につきましては、予算説明資料見出しナンバー6、建設水道課1ページをご参照願います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

◎ 5 番（木村 一）

先立ては、質疑に対して勘違い致しましたことに対してお詫びを申し上げます。改めて質疑致します。この路線認定、先ほど課長からも町内会からいろいろと要望出たということで、もうだいぶ前から要望しているんですけども、今後の予定として、町の財政状況もあるかもしれませんけども、改良工事から最終的な舗装になるまでというのは、その辺はどのような形で今度進めていってもらえるのか。もし、そういう計画があるのであれば少しお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。町道認定することによりまして、皆さんご存じのとおり、砂利敷等の道路維持費については、今後、町で実施することになります。また、穴ぼこ等によりまして事故が発生した場合の瑕疵については町道認定されますので、町が負うことになる、認定することに大きなメリットが生じたと思います。今回、ご質問の認定に伴いまして、道路整備の件でありますけども、町と致しましては、認定する時点で町内会及び受益者等につきましては、認定。即、道路整備が直結するものではないということにつきまして、ご説明しております。これにつきましては、どの路線でも同じであります。町の今、おっしゃられたとおり、町の財政もありますので、今後、計画的な整備を進めていく予定であります。今回の森越2号線は延長230mと長いものでありますから、整備費につきましても約3,500万程度掛かるものかと考えております。単独費で整備につきましては、とても難しいような今の状況になっておりますので、今後、制度、農業等の制度も含めた中で検討していきながら整備計画に基づいて実施していきたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、木村君。

◎ 5 番（木村 一）

わかりました。現状ではまだどのような状況になるかわからないと。それでもって、あるべく砂利等で補修はしているんですけども、如何せん冬になれば除雪する度に周りに砂利がこぼれていく現実を見ているものですから、町としても優先順位があると思いますけども、その辺はなるべくある程度、農業者で、あそこで営農しているものですから。そして、トマ

トのコンテナとか積んで走るものですから。あまり高く積みれば荷崩れだとか起きる可能性がありますから。その辺は優先順位を考えながら早急に整備していただきたいと要望しておきます。答弁は要りません。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第32号 知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第32号、『知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第32号、知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

知内町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。改正理由でありますけれども、民法の債権の関係の規定は明治29年の民法制定後、約120年にわたりまして改正されてこなかったことから、今日の社会や経済の変化への対応を求められていることから、平成29年6月に改定され、令和2年4月1日に施行されるため、条例の改正が必要となりました。

主な改正点と致しまして、町と致しましては、家賃滞納抑制効果として連帯保証人1名を維持することとし、極度額を入居時家賃12ヶ月と定めることと致しました。また、連帯保証人に債務の支払状況や滞納額に関する条例を提供すること。修繕負担に掛かる規定の追加。不正入居者に請求するに用いる法定利率の変更等を改正しております。

改正の部分の条例につきまして、下記にご参照願います。

また、予算説明資料見出しナンバー6、建設水道課資料7ページから10ページに新旧対照表を添えてありますので、ご参照をください。

なお、附則と致しまして、施行期日、1、この条例は、令和2年4月1日より施行する。経過措置と致しまして、2、この条例による改正後の第11条第1項第1号及び第11条の2項の規定は、この条例の施行日の以後に提出される請書について適用し、同日に提出された



請書については、なお従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

連帯保証人が12ヶ月分ですね、限度額がそうなっているということで。どのくらいの期間、滞納すると連帯保証人の方に請求が行くのかということのを、ちょっとお聞きしたいです。それと、年何件ぐらい滞納されている方が居るのかということ。何件程あるのか。お聞きしたいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

税務会計課長。失礼。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。私の方から、第1点目の滞納が始まった時に連帯保証人の方へのどのような通知という形についてご説明させていただきます。以前につきましては、3ヶ月滞納したらその時点で連帯保証人の方に通知するような形になっておりましたが、今回の条例の改正に伴いまして、1ヶ月過ぎましたら、今あります滞納状況等の情報については、連帯保証人の方に情報提供をするという形になります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

件数については。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

件数については後ほど教えてもらえるということで。今ですね、1ヶ月経つと連帯保証人の方に連絡が行くということでもあります。そうすることによって、連帯保証人さんがその時点で、もう支払うような流れにはなっていくんでしょうか。それとも12ヶ月分ということがマックスでありますので、12ヶ月待ってからそういう形になっていくのか。ちょっとお聞きしたいですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今までも連帯保証人の方に以前からですね、今までの未納についてですね、直接町が連帯保証人の方に請求した事例というのはあまりないです。ただ、こういう形の中で未納がありますよという形の中で情報を流しまして、それが1つの抑止効果になっております。そういう形の中から家賃滞納している方がそれを受けまして、支払していただいているというのが実情であります。町の方としても一応12ヶ月の極度額をという形の中で設けておりますが、一応情報提供することによりまして、ほぼほぼ連帯保証人、身内とか親

戚になっている方が多いものですから、その連帯保証人の方から家賃滞納している方の方にちょっと口添えしていただいて抑止効果、払っていただけるような形の抑止効果という形で考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

滞納されている方ね、悪質に滞納されている方以外、なかなかね、難しくってっていう収入が少なくてっていうこともあるんでしょうけれども、昨日もね、一般会計の中でも歳入の中ですね、繰越金が使用料の繰越金が110万円程ありました。そういうこともありまして、何て言うのかな。滞納が実際あるんですよ。繰越されているということは。そういう部分で、どのようにね、その滞納が繰り返されているのかどうなのか、ちょっと私わからないんですけども、その辺のね、滞納になった原因だとかを調査してもらって、その滞納したのに関してどういうふうな分納だとかの関係で、たぶん対処していているとは思いますが、1ヶ月、2ヶ月溜めてしまうと、そういう方ってやっぱりなかなか分納してでも金額が上がるものですから、なかなかまた払っていけないんだらうなっていう部分があると思うんです。それで、何て言いましょうかね。規定の金額があるんでしょうけれども、その辺を結局滞納することによって、また議会にかけてその部分取れないという流れになってしまうので、その辺をですね、何か上手いこともうちょっと軽減していけないのかなっていう部分があるんです。その辺ちょっと考えているのであれば、ちょっとお聞きしたいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

最初に前段の件数と最高額の滞納額ということの説明ですが、30年度の決算になりますが、滞納件数は21件で滞納額につきましては567万2千円。その内、最高滞納額というのが105万円という状況で、そちらの方、長期的な年数も滞納という形でこの額になってしまっておりまして、住宅については以前説明したとおり、税に関しては強制徴収ということで、強制的に徴収は出来るんです。ただ、住宅に関しては私債権ということで民事手続という方法になります。合わせて公営住宅、家賃の低いという方の入居ということで、そういう中で税金掛かっている方の入居、ある程度、一定程度所得ある方であれば税金を差押えかけることによって納税意識は高まってきて、自ずと住宅の方の未納も納入していただくという効果は得られるんですが。そもそも税金を滞納していない。税金が掛かっていない。税金も滞納ないということになると、住宅だけの未納になってしまう。当然、所得も少ないということで差押えする債権もないっていう状況も見られます。その中で、やはりこれだけの額膨らんでしまっているんで住宅の住み替え、古いというか安い住宅への住み替え等を促す等の相談、対応をしておりますが、なかなかその辺も叶わない状況で今現在に至っているかと思しますので、引き続き、臨戸徴収というか、相談等を受けながら滞納の縮減に努めていきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

ちょっと補足させていただきます。今、今回この改正によりましてですね、3ヶ月ということでお話しておりましたけども、今度毎月ですというお話をしました。ただ、1ヶ月分についてはですね、翌月の21日に督促を出します。ですから、うっかりして忘れていらっしゃる方も居りますので、そういう方については月末まで待つて納めていただいたかどうかを確認して、また保証人の方に今度お話をするという流れになるのかなと思っています。それと今、高額の滞納されている方が居りますので、この方については今、課長から話したとおり、安い所への住み替えということも指導としてやっていきたいと。実際に以前にそういう住み替えをしていただいた方もおります。それから分納誓約ということで、毎月少しずつ収めていただくということも含めて、担当がそういう整理をしているということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

今の説明でわかりました。私、言いたかったのはですね、住み替えてもらうという方法も当然ありますけれども、なかなかそういう場面に、部分になっていかないのかなっていう部分も私は思っているんですけども、ただ、やっぱり滞納していつてしまうと結局払えなくなってしまいます。もう諦めてしまうというような、本人達もそう思う訳です。その辺をどれだけなら払っていただけるのっていうところをちゃんと調査して、その分を徴収出来るような流れを作っていただきたいなど。軽減出来れば軽減していただきたいというふうに思います。以上です。答弁は要りません。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第33号 北海道知内高等学校教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第33号、『北海道知内高等学校教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

議案第33号、北海道知内高等学校教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてです。

北海道知内高等学校教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、予算説明資料見出しナンバー7、教育委員会関係の3ページ、4ページにあります改正の概要及び新旧対照表でご説明致します。

今回の改正は、昨年12月に改正されました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、教育職員の業務量の適正な管理等を講ずるための措置を講ずるため指針の策定、1年単位の変形労働時間制の適用をするためのものであります。道立高校におきましては、北海道の条例である公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例を改正することで適用することになるため、現在、開催中の北海道議会で条例の改正をするものであります。町立高校の場合については市町村条例でその改正が必要となるところであります。

知内高等学校の教育職員の適用に関する条例につきましては、北海道学校職員に適用する条例を適用、準用する定めというふうになっている訳なんです。給与その他の勤務条件に関する特例措置全般にわたって北海道条例の規定を準用するため関係条文の文言を整理するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第34号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第34号、『渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第34号、渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日付をもって山越郡衛生処理組合が渡島公平委員会から脱退することから渡島公平委員会規約を次のように変更するものでございます。

次のページです。只今の説明のように、別表から脱退により関係文言を削除するものでございます。

附則と致しまして、この規約は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から同意第1号、『教育委員会委員の任命について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、同意第1号、『教育委員会委員の任命について』を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。同意第1号、『教育委員会委員の任命について』を追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

これより議案配布のため、暫時休憩致します。

（ 休憩 午前10時43分 ）

（ 再開 午前10時44分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 同意第1号 教育委員会委員の任命について

◎ 議長（伊藤政博）

追加日程第1、同意第1号、『教育委員会委員の任命について』を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

同意第1号、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記、住所、上磯郡知内町字上雷7番地。氏名、橋本祐一氏であります。

どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本件はそのように取り扱うことに決定しました。

これから同意第1号を採決します。

教育委員会委員の任命について、提案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

---

● 意見書案第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、意見書案第1号、『「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、松井盛泰君。

◎ 4番（松井盛泰）

意見書案第1号、「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の提出について

て。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和2年3月3日提出。提出議員並びに賛成議員は記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

意見書の案文については、朗読をもって説明させていただきますので、よろしく願い致します。

「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書。

いま、少子化の進行や子どもの貧困が北海道の喫緊の課題になっている。2017年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8%、非課税世帯では32.6%と高いことが分かった。すべての子どもたちの健康を守るため、お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度の拡充が求められている。しかし、北海道の子ども医療費助成の通院無料化は3歳未満、その上所得制限や一部負担金があり、他県から比べても大きく遅れており、道内の市町村では中学生や高校生までにと医療費無料化のとりくみが広がっているが地域によって格差があり、道の制度拡充による底上げが求められている。

「子どもの医療費無料化の拡充」は、幅広い道民のねがいになっており、子どもたちをめぐる厳しい実態からも、一日も早い改善が求められている。

よって、以下について要望する。

1. お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月3日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先については、北海道知事でございます。

よろしく願い致します。

## ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

只今の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

## ● 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、決議案第1号、『「民族共生の未来を切り開く」決議について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 6 番（吉田峰一）

決議案第1号、「民族共生の未来を切り開く」決議について。

上記の決議案を、別紙のとおり知内町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月3日提出。知内町議会議長、伊藤政博様。提出議員、賛成議員は記載のとおりでございます。

「民族共生の未来を切り開く」決議。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待される場所である。

よって、知内町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、知内町民の極力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

令和2年3月3日。知内町議会。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本決議案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議長発議 令和2年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、『令和2年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。



お諮り致します。令和2年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員会委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、令和2年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定致しました。

---

● 議長発議 令和2年度委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第15、『令和2年度委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮り致します。管外行政視察は、議会閉会中に行うことにし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と各委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定致しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第16、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題と致します。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出張または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中の議会運営委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

---

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第1回知内町議会定例会の閉会を致します。

私達は、任期は4月8日までであります。実質的には今日の本会議をもって任務を終了することになるかと思っております。4年間、町民の皆さんをはじめ、町長はじめ、職員の皆さんにいろいろとご理解ご協力いただきながら、何とか議員の仕事を全うしたかと思っております。また再会出来ることを心に念じながら、閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午前10時59分 ）